

新型コロナウイルス感染対策図書館利用ガイドライン

令和5年3月13日(改正)
河津町教育委員会

令和5年3月13日より図書館を開館するにあたり以下の点に留意し使用するようお願いいたします。

1 利用者が遵守すべき事項

- 1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること
 - ア 体調が良くない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 2) 利用者がそれぞれ感染拡大防止策を講じた上で利用すること
- 3) 入館時には手指消毒を実施し、館内では咳エチケットをすること
- 4) 他の利用者との距離(2m以上を目安)を確保すること

2 マスクについて

マスクの着用については、個人の判断に委ねられるものではありませんが、他の利用者との距離を確保できない場合は、マスクの着用を推奨します。

3 施設利用後

図書館利用後、5日間以内に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、図書館に速やかに報告すること